

福島県児童相談所一時保護所第三者評価結果公表事項

1 児童相談所の情報

児童相談所名	福島県浜児童相談所			
児童相談所長名	坂詰健一			
所在地	福島県いわき市自由が丘38番地の15 (本所と別設置の場合の一時保護所所在地)			
電話	0246-28-3346			
定員	12名			
施設の概要	一時保護所			
設立年月日	昭和28年5月1日			
職員数	常勤職員	名	非常勤職員	
職種別人数 ※()内は一時保護所に所属する人数	職名	人数()	職名	人数()
	所長	1名()	児童虐待対応相談員	1名()
	次長兼一時保護課長	1名()	臨時技術補助員	4名(1)
	相談判定課長	1名()	里親コーディネーター	1名()
	児童福祉司	10名()	保育技師	2名(2)
	相談調査員	3名()	児童指導員	4名(4)
	心理判定員	5名()	囁託心理判定員	1名(1)
	主査	1名()	学習指導協力員	2名(2)
一時保護所設備の概要	居室等名	室数	設備等名	数
	男児居室	2室	食堂・リビング	1か所
	女児居室	2室	面接・治療室	1か所
	幼児居室	1室	事務室	1か所
	学習室	1室	宿泊室	1か所
	遊戯室	1室	屋内運動場	1か所
	静養室	2室	厨房	1か所

2 理念・基本方針

(業務取扱要領「運営の基本的な考え方」より)

- (1) 安心と健康の確保 子どもが心身ともに健康な状態であることが、援助の最低条件である。このため日常生活における死角を防止するなど、一時保護中の事故防止には細心の注意を払い、保健・衛生・栄養の各面に常に配慮する。
- (2) 情緒の安定化 一時保護される子どもは、それまでの生活環境から切り離されること、一時保護所は入所・退所が頻繁であり、集団の構成が刻々と変化することなどから、精神的に不安定な状態に置かれるのが常であるため、その子どもの心情を理解し、不安を取り除くように暖かい援助を心がけなければならない。
- (3) 基本的な生活習慣の習得 基本的な生活習慣は、社会生活に適応するために不可欠な条件である。家庭環境の問題等から身につけていない子どもがしばしば見受けられることから、できるかぎり基本的な生活習慣が習得できるように支援し、規律正しい集団生活を通して社会性や自律心を養うように配慮する。
- (4) 信頼の回復 一時保護される子どもの中には、周りの人間から愛情をかけられずきたために、人間、特に大人に対して極度の不信感を持っている子どもも多い。心を傷つけられてきた子どもの生活歴を十分に理解し、信頼を回復できるような人間的な援助を心がけなければならない。
- (5) 意欲の向上 子供の問題行動の背景には、生活・学習等のつまずきからくる疎外感や自信のなさがある場合が多い。つまずきの原点に立ち戻って、その原因を解明するとともに、子どもの長所を引き出して、自信を回復させるよう援助する。

3 児童相談所の特徴的な取組

老朽化や震災後の相談件数増加などに伴い平成29年8月に改築し、家庭的な雰囲気の中、個室や静養室も設け、遊戯治療室や屋内運動場等運動や遊びを通して子どもたちの情緒の安定に繋がるよう設備を充実させた。入所児童の特性を踏まえつつ安全と安心を最優先に児童相談所職員や関係機関との連携に努め、チームでの支援に取り組んでいる。

4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2020年7月27日(契約日)～2021年3月19日
受審回数(前回の受審時期)	0回(年度)

5 第三者評価機関名

NPO法人福島県福祉サービス振興会

6 研修修了番号

評価調査者研修修了番号	2802・S201900 2404・SK18026 2908・SK18024 0205
児童相談所の業務に関する研修修了番号	4号 1号 2号 3号

[特に優れている点]

1. 児童福祉司、心理判定員との連携について

受理会議、3パート会議(相談判定課及び一時保護の各担当者によるカンファレンス)、援助方針会議等を通してケースに関する調査や診断、支援等について情報を共有し連携して対応している。また、一時保護所は児童相談所に付設され、事務スペースも共有しており担当する児童福祉司や心理判定員いつでも相談出来る環境にある。さらに、児童相談判定課の職員による通院同行の協力やスポーツ大会やひな祭り等の一時保護課の行事にも参加・協力があるなど児童相談所各部門間との連携が密接に行われている。

2. 子どものエンパワメントにつながる養育・支援について

子どもの養育・支援に関する基本的な視点や価値観が職員間で共有されており、受容的関わりと節度ある指導とのバランスが取れている。職員は、子どもの日記に毎日励ましの返信をしたり、自分の気持ちを言葉にする心理プログラムの中で意識的に褒めるなど自信につなげる取り組みをしている。また、受容と優しさのかかわりを通してエンパワメントを図りながら子どもの発達や社会性を引き出す養育・支援を目指した関わりを実践しており、これらの取り組みは高く評価できる。

3. 個々の子どもに合わせた適切な生活面のケアと精神の安定への配慮について

子どもの年齢層に合わせ、学習、保育などの日課を構成し、歯磨き、トイレトレーニング、規則正しい睡眠などの基本的な生活習慣の習得を支援している。また、心理的に不安定になった時は、心理プログラムでの個別対応や入所時子どもが肌身離さず持ち込んだ安心毛布やぬいぐるみ(ぬいぐるみが欲しい子どもへは貸し出している)などを持たせたり、幼児の夜泣きなどには添い寝やプレイセラピーなどで子どもの精神的安定を図っている。

4. 個別対応の実践について

不登校を主訴とする子どもについて、一時保護所より学校への通学を支援している。また、受験を控えている場合や発達障害のある子ども、LGBTや繰り返し一時保護される子どもなど個別対応が必要なケースについては、個別対応プログラムを策定し個別ケアを実施している。また、LGBTや性感染症の子どもには個室(シャワー・トイレ付き)で対応し、発達障害のある子どもには衝立などの遮蔽物を使用して落ち着いて集団生活ができるよう支援している。さらに私服の着用を認めており、準備できない場合は備えてある衣服の中から子どもが選びそれを貸与する等、子どもの好みを尊重している。

[改善が求められる点]

1. 理念について

「一時保護所業務取扱要領」の中で、運営に基本的な考え方を示し、職員に周知している。

しかし、その要領は理念と基本方針を合わせて記載したもので、一時保護所の運営の在り方を主な内容としており、理念は明確になっていない。基本方針とは別に国のガイドラインの目的で示されている権利擁護や個別支援を入れるなど養育支援のよりどころとなる理念を策定することが望まれる。

2. 観察会議について

一時保護部門の長(一時保護課長)が主催する週1回の観察会議は、国の「一時保護ガイドライン」で示されているが、現在、一時保護課職員の1名減や入所する子どもの増加により、日常業務が多忙を極め複数の職員が同時に現場を離れることが出来ず、開催できない状況にある。今後、職員体制を整備し、ガイドラインに沿って週1回の観察会議を開くことが望まれる。

3. 職員研修について

人事異動時には児童福祉法や子どもの権利条約などの基本となる法令について学ぶ機会が設けられる。また、県職員としての人事考課制度で職員一人ひとりが目標を設定し、上司との面談による進捗管理が行われ育成が図られている。新任職員にはサポート職員が1年間付きOJTを行い育成している。

しかし、外部研修は各児相の一時保護課持ち回りになるため機会が少ないうえ、夜勤のシフトなどもあり参加できない場合も多い。また、所内研修も業務に追われ参加が難しい現状にある。専門性を向上させるためには段階を踏んで計画的に受講できる研修体系の構築とシフト上も参加を可能にする体制作りが望まれる。

4. 看護職の配置について

看護師が配置されていないため、夜間時の緊急保護などの際、健康へのリスク判断が出来ず職員に不安や緊張が高まるほか医療的配慮を要する子どもについては受け入れを断り委託で対応している。また、乳児や障がい児の受け入れや子どもの病気やケガ等に適切に対応するための専門的視点からの判断を必要とされる場合が多いので、子どもの安心・安全を図るためにも看護師の配置が強く望まれる。

8 第三者評価結果に対する児童相談所のコメント

今回初めて第三者評価を受けるにあたり、改めて業務や運営について職員全員が協力しながら振り返りや気づきの機会を得ることができました。当所職員の意識や、子どもたちのエンパワメントにつながる養育・支援を目指した関わりについても高い評価いただいたことは、日々子どもたちにかかわる者としては励みになり、今後も継続していければと思います。

今回の評価結果及び貴重なご意見をもとに、一時保護所業務取扱要領の見直しや看護職の配置の要望等改善できる点は速やかに改善し、職員が一体となって更なる支援の質の向上に努めていきたいです。

9 第三者評価結果

別紙の「児童相談所一時保護所第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

児童相談所一時保護所第三者評価結果

○評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
s	優れた取組みが実施されている 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
a	適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b	やや適切さにかける 「a」に向けた取組みの余地がある状態
c	適切ではない、または実施されていない 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

○評価項目

I 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障

(1) 権利保障

① 子どもの権利に関する説明

[No.1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 入所時に年齢に応じた「入所のしおり(幼児・低学年用、それ以外)」と「権利ノート」等を配布して理解できるよう説明している。また、意見箱の意味と利用の方法についても説明している。 しかし、意見箱の設置場所と文字の書けない入所児への配慮が不十分であり、また第三者委員など外部の相談窓口も設けていないので改善が望まれる。さらに、自己評価の文言に「安心させる」という表現があるなどパターンリズムを連想させるので、「安心してもらう」などへ変更することが望まれる。	

② 子どもの意見が尊重される仕組みの構築

[No.2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	
第三者評価結果	b
【コメント】 一人ひとりの状況の把握やアセスメント等について情報・処遇の共有がなされ、個別化されたケアの実践が窺える。日常的に子どもから話を聞いたり、意見を出しにくい子どもには個別に時間を設けて話しやすい雰囲気を作っている。意見箱に投函された意見には、処遇に当たる一時保護課職員ではなく相談判定課長が対応している。 なお、表出できていないサイレントニーズへの対応、表現力の乏しい子どもへの配慮が必要と思われるので定期的なアンケートや日常生活の中できみ取れる工夫など検討が望まれる。	

(2) 子どもに対する説明・合意

① 保護開始に関わる説明・合意

[No.3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 入所時の子どもへの説明と納得は最優先・最重要事項であり、相談判定課の担当児童福祉士・心理判定員と一時保護課職員が同席して理解できるよう説明している。幼児には「お泊り保育」として説明している。 また、保護者へは不服申し立ての権利について説明をしているが、手続きについての資料も準備し対応することが望まれる。さらに、携帯電話等の持込禁止について「全国の一時保護所がそうになっているから」という説明ではなく、何故禁止しているかについて説明することも望まれる。	

② 保護期間中の説明・合意

[No.4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 信頼関係を醸成し、丁寧な説明により合意と納得が得られるよう心理判定員が窓口となり、受容的に取り組んでいる。入所期間中、保護されている環境のもと、子どもは経過とともに不安や迷い、防衛(適応)規制、行動化などが惹起されることがあるので、その場合には相談判定課の担当児童福祉司や心理判定員が中心になり対応し、一時保護課の職員は情報を共有しながら補足的な役割を果たしている。	

③ 保護解除に関わる説明・合意

[No.5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 保護解除にあたり、施設入所の場合は事前面接や施設見学、里親委託の場合は事前交流、外出やお泊りなど段階を踏んで子どもの不安軽減に努めている。一時保護解除の告知は子どもの状況に合わせ、担当の心理判定員や児童福祉司が中心となり行っている。 しかし、子どもは別な環境へ移動となることへの不安や期待などが入り交った状態に置かれることもあり、移動先の情報の提供や見学に留まらず受け入れ先の人達とのコミュニケーションを図るなど、時間をかけながら本人の年齢や理解・判断能力に応じた対応と子どもの意思や気持ちを最優先した取り組みが望まれる。	
[No.6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 自分の気持ちや意見を言語化できるような様々な工夫がなされている。また、相談先やSOSの出し方を教えるほか担当した心理判定員や児童福祉司の名刺を渡すなど継続して支援していくことを伝えている。 なお、子どもが本来もっている欲求やポジティブな気持ちを引き出す内面への働きかけや、それまでネガティブな感情に支配されていた思い込みからの開放につながるサポートなど、職員が子どものエンパワメントを支援する具体的な技術や知見を身につけることが望まれる。	

(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

[No.7] 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 居室には鍵がかけられておらず、自由に移動することが可能であり、子どもの処遇上必要な場合は通学や外出ができ、また手紙のやり取りも職員を介して行っている。 しかし、画一的な処遇に陥っている面は否定できない。処遇上外部との接触を制限する必要がある場合があることは理解できるが、年齢・判断理解力・相互信頼をもとに個別的な対応が必要である。特に携帯・スマホの制限、友人等へのメール・ラインの制限については、時間や場所、相手を特定したうえで個別に制限を外すなどの対応が望まれる。	

(4) 被措置児童等虐待防止

[No.8] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 発生防止への意識は高く、職員自身のストレスチェック、職員同士の申し送り、会議等でお互いの行動・言動のチェックを行っている。夜間補助員には採用時と月1回書面による確認をして防止に努めている。また、子どもには入所時権利ノートを使い虐待や「いやだ」と思うことをされた時の相談相手(外部の相談先も含め)についても説明している。 なお職員数が限られているため、子ども同士のけんかなどの収め方や性的接触事例への対応に関する研修などは参加できない状況にあり、体制の充実が望まれる。	

(5) 子ども同士の暴力等の防止

[No.9] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 子ども同士のけんかなど権利侵害については、被害児と加害児を分離し、別プログラムを実施するなど対応している。一時保護課職員が事実関係を聞き取るとともに、児童福祉司・心理判定員が面接を行い心理ケアに努めている。 なお、子ども同士の嫌悪関係や葛藤、不満などを早期に発見し、適切に対応するためには日頃の観察が重要となるので、問題行動などへの予防と介入・ケアに関する実践的な専門技術を身に付けるための研修機会を設けることが望まれる。また、小学校高学年以上の個室化等職員体制面も含め検討が望まれる。	

(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮

① 思想や信教の自由の保障

[No.10] 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 入所時におけるアンケートや本人や保護者からの聞き取りで、文化・習慣・宗教等による食習慣や日課等を確認し、意向に沿う形での対応をしている。	

② 性的なアイデンティティへの配慮

[No.11] 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 令和元年にLGBTに対応する専用の簡易なマニュアルを作成し職員教育で活用している。一時保護所内の共用トイレへの出入りは廊下から見えるため別な場所へ誘導する工夫や配慮を要する子どものための個室(シャワー・トイレ付)なども整備し、個別対応が可能となっている。	

2 養育・支援の基本

(1) 子どもとの関わり

① 安全感・安心感を与えるケア

[No.12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 毎週の反省会時に大切な存在であることを伝えるとともに、過酷な経験を経てきた子どもたちの内面を考慮し、無理強いほしないで寄り添うことで安心感や大人たちへの信頼感の醸成に努めている。また、子どもへの接し方など職員が子どもへのかかわりを振り返るため人権自己チェックを開始したことは評価できる。 なお、集団生活であるため生活上のルールや禁止事項等が種々決められているが、自由さや家庭的な雰囲気が損なわれる恐れもあり、生活のしやすさの観点から検討が望まれる。また、ケアする側とされる側との相互関係の中で、子どもの自尊感情や自己肯定感が高まることが望まれる。	

② エンパワメントにつながるケア

[No.13] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	
第三者評価結果	s
【コメント】 子どもの養育の支援に関する基本的な視点や価値観が職員間で共有されており、受容的関わりと節度ある指導のバランスが取れている。職員は、子どもの日記に毎日励ましの返信をしたり、自分の気持ちを言葉にする心理プログラムの中で意識的に褒めるなど自信につながる取り組みをしている。 また、受容と優しさのかかわりを通してエンパワメントを図りながら子どもの発達や社会性を引き出す養育・支援を目標とした関わりを実践しており、これらの取り組みは高く評価できる。	

(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮

[No.14] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 子どもへの聞き取りは主に相談判定課の心理判定員が行い、3パート間で情報を共有している。 しかし、長い時間生活を共にする一時保護課職員も、聞き取りを行う技法やテクニックを身につける必要があるが、勤務体制に余裕がなく学びたいけど研修会には行けないという現実があり、心理判定員に依存する傾向がみられる。今後、一時保護課職員の人的体制を強化し、エンパワメントアプローチなど臨床で実践できるコミュニケーション・スキルアップ研修の機会を増やすことが望まれる。	

II 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備

(1) 設備運営基準の遵守

[No.15] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	
第三者評価結果	b
<p>【コメント】</p> <p>一時保護所は平成29年に児童相談所と一緒に改築され、入所定員12名、居室5部屋(女子室2・男子室2・幼児室1)のほか静養室(1部屋、シャワー・トイレ付)があり全体的に余裕がある。入所児童も入所定員を超える場合などは他児童相談所や里親委託などにより運営基準を満たした対応を取っている。居室は10畳の3人部屋になっており、個人の収納スペースもそれぞれ設けられている。また、男子・女子エリアに分けられトイレもそれぞれのエリア毎に設けられている。</p> <p>しかし、複数で生活することを前提とする居室はプライバシーへの配慮がなく、仕切りや衝立など着替え時などへの配慮や工夫が望まれる。</p>	

(2) 個別性の尊重

[No.16] 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	
第三者評価結果	a
<p>【コメント】</p> <p>生活日課表で1日の過ごし方について時間割が定められているが、余暇時間には自由時間を多く設けるなど部屋でゆっくりしたり、リビングでテレビ鑑賞、読書など自由に過ごせる様になっている。私服を認め、不足する子どもには一時保護所の服を選んでもらい貸し出している。</p> <p>また、入所の際、髪を染色している子どもには入所のしおりでルールを説明し、同意を得て髪の色を変えている。病気や精神的にダメージのある子どもや特別な配慮を要する子どもには静養室(1人部屋)を利用させるなど、個を尊重した取り組み・環境となっている。</p>	

(3) 生活環境の整備

[No.17] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	
第三者評価結果	a
<p>【コメント】</p> <p>施設は、木のぬくもりや開放感が感じられる環境となっている。外からは運動場やバルコニーなどで視線を遮る工夫をしている。室内は、毎日子どもと職員と一緒に清掃するほか、2日おきに外部業者の清掃が入り清潔が保たれている。エアコン・加湿器などの空調で温度や湿度の管理もしている。リビングには書棚いっぱい図書やリラックスできる音楽(CD)を用意し、子どもたちの憩いの場となるほか、廊下には子どもたちの作品が飾られ発表の場となるなど家庭的な雰囲気づくりに努めている。</p>	

2 管理者の責務

[No.18] 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	
第三者評価結果	b
<p>【コメント】</p> <p>管理者として児童相談所次長が一時保護課長を兼務しており、事務分掌で役割と責任を明示し、それを課職員に配布・周知している。管理者は毎朝早朝(6:30)・午前・午後・夕方(6:00)と一時保護所を訪れ、職員から報告・相談を受けるとともに子どもに声をかけ信頼関係づくりに努めている。入所判定会議・3パート会議・援助方針会議等入所児童に係る会議に参加し、状況把握に努めている。</p> <p>しかし、管理者は児童福祉部門の経験はなく、専門的なスーパーバイズには対応出来ていないので、相談や助言に応じらるようSV研修等の受講が望まれる。</p>	

3 適切な職員体制

(1) 設備運営基準の遵守

[No.19] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	
第三者評価結果	b
<p>【コメント】</p> <p>一時保護所には保育士・児童指導員・心理職(嘱託職員)・学習協力員・児童指導補助員・小児科・精神(嘱託)等が配置されており、児童養護施設の運営基準は満たしている。</p> <p>しかし、年々保護される子どもは増加しており、乳児などの緊急保護に加え、平成31年度に看護師が削られたため健康管理や通院に支障が出ているので、従来通り看護師を配置することが望まれる。また、日々子どもの入れ替わりがあり、特別な配慮を要する不安定な子どもも多く、人員基準が同じ児童養護施設よりは職員の負担感が重く、かつ夜勤明けでも帰れない場合が多いため、職員体制の確保が望まれる。</p>	

(2) 職員の適正配置

[No.20] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	
第三者評価結果	c
<p>【コメント】</p> <p>各職員の役割は事務分掌で明らかになっており、看護師の配置がないため一時保護課の職員がその役割を果たさざるを得ない状況である。また、主任保育士と主任児童指導員はスーパービジョンの研修を受け課内職員のOJTに努めているが、相談援助や心理支援の経験等専門的知識や技術を有する職員は配置されておらず、スーパービジョンが可能な体制にはない。</p>	

(3) 情報管理

[No.21] 情報管理が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
<p>【コメント】</p> <p>個人情報については「福島県個人情報保護条例」により管理を行い、「保有個人情報の適切な管理のための点検(自己チェック)」で各自確認している。また、事務室は日中は常時職員がおり、外来者や子どもが個人情報に触れる機会はなく、夜間は施錠する他、書類等は書庫で管理されている。さらに、子どもの文書はイニシャルで表示し個人を特定できないように管理している。書類や記録は、県の文書規程に基づき保存年数・廃棄方法が定められ、文書責任者が適切に管理している。</p> <p>なお、席を離れる際ケースファイルなどを机の上に置く場合があることを自覚し、個人情報の扱いには十分配慮する必要がある。また、子どもに関する情報を外部機関(委託先の養護施設、里親等)と共有する場合、子どもや保護者の同意を得ておらず、同意の必要性も含め検討が望まれる。</p>	

(4) 職員の専門性向上の取組

[No.22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	
第三者評価結果	c
<p>【コメント】</p> <p>人事異動時には児童福祉法や子どもの権利条約など基本となる法令等について学ぶ機会は設けられている。また、県の人事考課制度で職員一人ひとりが目標を設定し、上司との面談による進捗管理が行われ育成が図られている。新任職員にはサポート職員が1年間付いてOJTを行い、育成している。</p> <p>しかし、外部研修は各児相の一時保護課持ち回りになるため機会が少ないうえ、夜勤のシフトなどもあり参加できない場合が多い。また、所内研修も業務に追われ参加が難しい現状にある。専門性を向上させるためには、段階を踏んで計画的に受講できる研修体系の構築と夜勤など仕事のシフト面も考慮し、研修参加ができる人員体制が望まれる。</p>	

[No.23] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 朝・夕、口頭の申し送りと「申し送りノート」を使い、職員間の情報共有が行われている。また、課内の情報共有は、職員会議(月1回)・課内会議(月1回)で行われている。 しかし、課内で行動観察結果や子どもの援助方針を話し合う観察会議は、毎週の開催が難しく、便宜的に月1回少人数(2人)で実施せざるを得ないことや一時保護課長(次長兼務)の参加も得られず、課全体の意見を話し合う仕組みにはなっていない。現状では体制上援助方針等に関する合議が困難となっており、体制の整備が望まれる。また、朝の申し送りは正職員だけで行なわれているため、嘱託の心理職員や学習指導協力員との情報共有が不十分であり、工夫が望まれる。	

(5) 児童福祉司との連携

[No.24] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 受理会議・3パート会議(相談・心理・一時保護課)・援助方針会議等で調査や診断、支援等について情報共有が行われ連携できている。 また、一時保護所は相談所に付設され、事務スペースも共有しており担当する児童福祉司や心理判定員といつでも相談出来る環境にある。さらに、相談課や判定課の職員による通院協力やスポーツ大会やひな祭りなど保護課の子どもの行事にも参加・協力が得られており、児童相談所各担当部門間での連携が密接に行われている。	

(6) 職場環境

[No.25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	
第三者評価結果	b
【コメント】 残業時間や休暇取得状況は適切に把握・管理している。また、ストレスチェックや職員相談の実施などメンタルヘルスへの取り組みが行われている。さらに、ハラスメント防止対策は県組織全体の取り組みとして行われ、管理職は研修の中で学んでいる。育児休業制度など労基法で求められる各種の制度も整っている。 しかし、職員は、夏季休暇や有給休暇を取得する際、勤務シフトの調整が必要となるため取りづらく感じており、余裕人員の配置など気兼ねなく取得できる体制の整備が望まれる。	

4 関係機関との連携

(1) 医療機関との連携

[No.26] 医療機関との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 協力医療機関の医師(小児科医・精神科医)による往診(毎月1回)があり、子どもの健康管理が行われている。カウンセリングなど治療的ケアの面でも協力関係が築かれており、受診には児童福祉司又は心理判定員も同行する等、一時保護所全体で情報共有が図られるほか、医師のアドバイスを支援に活かせるなどチームケア体制が構築されている。歯科や他の診療についても連携し、適切な治療につなげている。	

(2) 警察署との連携

[No.27] 警察署との連携が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 いわき警察署生活安全課と無断外出時の対応について連携を築いており、「一時保護所業務取扱要領」の中に対応方法を示している。警察署からの協力要請で性被害など特別な配慮を要する場合は、女性警官による対応を依頼するほか、職員が立ち会う場合もある。保護者が押しかける場合なども想定し、いつでも警察と連携が取れる体制となっている。 なお、これまで警察の聴取に子ども本人が拒んだケースはないとしているが、その際、子どもの状況に応じ配慮すべき事項を伝えたり、子どもに対し断ることが出来ることを伝えるなど心情面への配慮が望まれる。	

(3) 施設・里親等との連携

[No.28] 施設や里親等との連携が図られているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 一時保護所の解除に向けた移行に当たっては、施設や里親に子どもに関する情報を伝えるとともに子どもにも移行先について説明し、心理職から子どもの気持ちを丁寧に聞いている。里親の場合はマッチングに時間をかけ、子どもとのやり取りの観察や会食、日帰り外出、お泊りを繰り返し、安心感を持てるよう調整している。施設の場合は、そこが子どもに相応しいか判断し、パンフレットで説明するほか事前面会や見学を行い、安心感を持ってもらうよう配慮している。移行後は児童福祉司が定期的に訪問し、子どもの様子の観察や相談支援に対応している。	

(4) その他の機関との連携

[No.29] 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 相談判定課が主になり、地区保健福祉センター（地域子育て支援センター）や市町村の要保護児童対策地域協議会に出席し緊密に連携し、保護解除後の継続した支援につなげている。 また学校と連携し、入所中の子どもの通学や受験などの送り迎えを行っている。一時保護所では間接的であるが学校などから要請があれば面会に応じたり、子どもの「行動観察記録」を提出するなど関係機関に情報提供をしている。なお、情報提供に当たってはプライバシー面に配慮し、実名でなくイニシャルなどを使う配慮をしている。	

III 一時保護所の運営

1 一時保護の目的

[No.30] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 「一時保護所業務取扱要領」の中で、運営に関する基本的な考え方を示し、職員に周知している。 しかし、その要領は理念と基本方針を合わせて記載したもので、一時保護所の運営の在り方を主な内容としており、理念は明確になっていない。基本方針とは別に国のガイドラインの目的で示されている権利擁護や個別支援を入れるなど養育支援のよりどころとなる理念を策定することが望まれる。	

2 一時保護所の運営計画等の策定

[No.31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 児童相談所として事業計画を毎年策定している。一時保護所として児童への対応強化を取り上げ、主な事業として学習指導、処遇改善などをあげている。 しかし、全体の事業計画では、一時保護所の事業は重点的に行う事業に限られており、一時保護所として取り組んでいる事業全体は入っておらず、行事計画以外についての評価や見直しが出来ていない。一時保護所として事業全体を反映した計画の策定が望まれる。また、今年度から退所時にアンケートを取っており、これらを評価・分析し事業計画に反映することが望まれる。	

3 一時保護の在り方

[No.32] 緊急保護は、適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 緊急保護した子どもには入所時に職員が健康観察・アレルギーチェックなどを行い、必要があれば専門医の診察・治療を受けている。 また、怪我の状況は写真撮影など証拠の保全を行っている。保護時の子どもの様子から、当日あるいは落ち着いた翌日に「あなたを守るために」という観点から心理判定員が丁寧に説明し、納得を得るようにするほか、一時保護所の職員からも入所のしおり（幼児用・子供用）で生活内容や権利や義務について説明している。保護は、緊急保護であっても受理会議・行動観察・3パート会議・処遇会議・援助方針会議など相談・判定・一時保護の3部門で手続きを踏んで検討が行われている。	

4 一時保護所における保護の内容

(1) 生活面のケア

[No.33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	
第三者評価結果	a
<p>【コメント】</p> <p>日課は、学習・保育・遊びなど子どもの年齢層に合わせて構成している。幼児は、歯磨き・トイレトレーニング・規則正しい睡眠など基本的な生活習慣や衣類の整理などの生活習慣が身につく支援をしている。</p> <p>また、入浴は、毎日基本一人入浴とし、子どもの意見により順番を決めている。幼児は早めに入浴し、夜泣きなど心理的に不安が有る時は、添い寝や心理職によるプレイセラピーを行うほか、ほかの年齢層児にも心理プログラムなどを行い、精神の安定に取り組んでいる。</p>	

(2) レクリエーション

[No.34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	
第三者評価結果	a
<p>【コメント】</p> <p>縄跳び・キャッチボール等のスポーツができる屋内運動場と園庭があり、滑り台などの遊具を備え自由に遊べるようにしてある。</p> <p>また、年間行事計画により、所内でお花見・七夕まつり・スイカ割大会・芋煮会・クリスマス会などを行い、所外活動として遠足・ハイキングなどで毎月外出できるよう計画しているが、職員減数で子どもの安全が確保できないことから、計画的に実施できておらず、外出行事中止の時は、所内でミニ運動会をするなど工夫した対応をしている。</p>	

(3) 食事(間食を含む)

[No.35] 食事が適切に提供されているか	
第三者評価結果	a
<p>【コメント】</p> <p>給食は業務委託し、委託先の栄養士の栄養管理により年齢に合った栄養価で提供している。昼食に係る通院時は、弁当持参で出かけ、アレルギー等は、保護時に保護者から情報を得ているが、困難な場合は通っていた保育所・学校から確認している。給食アンケートを年2回不定期ではあるが実施し、リクエストメニューを取り入れ好評を得ている。</p>	

(4) 衣服

[No.36] 子どもの衣服は適切に提供されているか	
第三者評価結果	s
<p>【コメント】</p> <p>所内では、子どもは私服を着用している。入所時に保護者へ衣類の準備をお願いしているが、準備できない場合や派手な服の場合は、保護所の衣服を貸与し、下着は新品の物を提供している。また、一時保護解除時に衣服が無い子どもへはその衣服を提供し、不自由しないようにしている。洗濯は、毎日の入浴時や幼児の場合はその都度洗濯し、清潔に保たれている。</p>	

(5) 睡眠

[No.37] 子どもの睡眠は適切に行われているか	
第三者評価結果	a
<p>【コメント】</p> <p>幼児は午睡も合わせ、年齢に応じた睡眠時間を確保している。居室の就寝時の空調温度は、職員が巡回時に適切に管理し環境を整え、寝具類は年1回クリーニングし、シーツ・枕カバーは毎週洗濯をし清潔を保っている。また、入所時、子どもが肌身放さない安心毛布やぬいぐるみの持ち込みを許可し、無い場合は貸し出し、夜泣き時は添い寝をするなど、子どもが精神的安定を得る取り組みをしている。子どもの希望で早めの就寝も可能とするほか、試験前や受験勉強など必要がある場合は22時まで起きていることを認めるなど個別対応にも応じている。</p>	

(6) 健康管理

[No.38] 子どもの健康管理が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 入所時に虐待や性被害、妊娠を疑われる場合は、医療機関で速やかに受診している。また、毎日、検温・顔色などを観察し、健康状態を把握し、体調不良時やケガの発生時は、複数の職員目で応急体制の判断基準に従い、必要時には嘱託医へ相談連絡し、通院や救急車対応をしている。夜間時は、緊急連絡網で職員を招集し対応している。 なお、受診の必要性の有無について医療的判断ができなかったり、通院対応が一時保護所の人員では対応できず、相談判定課へ協力要請せざるを得ない現状にあり、看護師を配置することが望まれる。	

(7) 教育・学習支援

[No.39] 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 学習援助計画及び保育計画により実施している。入所時の学力テストで学力を把握し、在籍校へ学校調査を行い、子どもの力に応じた学習支援をしている。また、頑張り表やシールで学習意欲を高める工夫をし、中・高校生は、学校からの宿題やプリント学習、定期テストなどを一時保護所に対応している。 なお、現在不登校の地元中学生を登校へ向け、毎日一時保護所職員が送迎する等の取り組みをしているので、今後、一時保護期間が長期になる場合、市町村教育委員会と連携し通学の機会の確保、及び、在籍校教師の定期的な来訪・面会等学習支援を適切に行うことが望まれる。	

(8) 保育

[No.40] 未就学児に対しては適切な保育を行っているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 保育計画に基づいて、お絵かき・工作・積み木・粘土・おままごと遊びなど年齢や発達年齢に合わせたカリキュラム内容で保育を行っている。また、生活援助マニュアルを作成し、標準化された保育を行うよう取り組んでいる。保育室には、ぬいぐるみ・ブロック・パズル・粘土など、子どもの興味や発達に応じた遊具が準備されるなど適切な保育に取り組んでいる。	

(9) 保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等

[No.41] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 家族面会は、一時保護課職員が同席し、家族面会を子どもが希望しない場合は、拒否してもいいことを伝えてある。 また、子どもへの家族情報の提供は、児童福祉司、心理判定員が連携・検討し、心理判定員が、子どもの状況に応じ伝えている。子どもから、家族面会希望があっても、家族との調整不良や、面会制限をしている場合面会ができないことを、心理判定員が年齢に応じた説明をし、その面接内容や子どもの様子を記録し、関係職員間で情報を共有している。	

5 特別なケアの実施

(1) 性的問題への対応

[No.42] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 性的虐待・性被害を受けた子どもへは、同性職員が対応をし、必要が有る時は、速やかに医療機関を受診させている。居室は幼児や年少児と一緒にの部屋とし、心理ケアを行っている。 また、入所時には全員に権利ノートを使い、プライベートゾーンや性感染症の説明をし、一時保護所内で性的問題が起きた場合は、他の子どもと分離し、心理判定員が性教育を再教育するなど適切な対応をしている。	

(2) 問題行動のある子どもへの対応

[No.43] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 入所時、他害、自傷行為を行う可能性の有る子どもの情報はすでに把握しており、虐待やケガなど必要時は、速やかに医療機関での受診を行っている。所内では、他の子どもへ影響しないよう状況により個室を利用し、職員は、刺激を与えないよう危険物を置かないよう注意し、感情コントロールをする働きかけをしている。 また、児童福祉司・心理判定員が背景要因をアセスメントし、まとめてある過去の事例集を参考にしながら、方針に基づき、関係職員と連携し、適切な対応をしている。	

(3) 無断外出を行う子どもへの対応

[No.44] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 入所時、無断外出が想定される子どもについては、行きつけの店・交友関係などのアセスメントをしている。また、無断外出の対応マニュアルに基づいて、フローチャート・Q&Aを作成し不穏な動きなどを早期に察知するよう心掛けている。無断外出した子どもが帰所時は、無断外出の状況・経路などを聞き取り、職員全体会議で、状況・原因・対応などを振り返り、再発防止に向けた話し合いをし、情報を共有している。 なお、帰所後は、日課を別にし、個別対応で子どもの気持ちを受け止めるように努め、他の子どもには話せる範囲での説明とし、入所している他の子どもへ影響が無いよう配慮している。	

(4) 重大事件に係る触法少年への対応

[No.45] 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 これまで、触法少年の受け入れ実績が無いため、処遇マニュアルは作成されていない。なお、トイレ・シャワーが設置された個室を準備し、他児との分離は可能である。 今後、触法少年処遇マニュアルを策定するとともに専門家も入ったバックアップチーム体制を整備する等、受け入れを可能とする支援体制づくりが望まれる。	

(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応

[No.46] 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 親族が亡くなったことを、子どもの年齢・状況に合わせ、心理判定員・一時保護所職員が告知し、葬儀に出席している。 今後、告知のみでなく、子どもが深い悲しみや悲嘆を乗り越えられるよう、グリーフケア・モーニングケアを行う体制を整えることを望まれる。	

(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応

[No.47] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 被虐待児対応については、業務取扱要綱で示されている。入所時、必要が有る時は速やかに医療受診をしている。入所後は、子どもの行動観察をし、情緒安定のための個別指導のほか、幼児の夜泣きなどへは添い寝をするなど情緒の安定を図っている。 また、ネグレクトの場合は、虫歯・皮膚疾患の通院、基本的な生活習慣が身につけていないこともあり、丁寧な関わりをしている。適切な対応が行えるよう、子どもの状況を理解するための一緒に時間をとるなど、かかわりを持ち心理ケアにつなげている。	

[No.48] 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 知的障がい・発達障がいのある子どもへの対応について、業務取扱要綱で示している。建物はバリアフリーとなっており、車いすによる移動は可能であるが、トイレ・浴室の手摺・シャワーチェアなどの備えはなく、身体障がい児の場合、施設委託で対応している。身体障がい児であっても専門的な行動観察の観点から必要があれば対応できるよう環境整備が望まれる。 また、発達障がいのある子どもの日課やプログラムは作成されていないので、整備するとともに様々な障がいへの理解を深める研修も望まれる。	
[No.49] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 月1回の嘱託医の診察を受け、医学的所見を回覧し、職員間の情報共有を図りながらケアに活かしている。また、虐待・性被害等のケースは、入所後すみやかに受診している。 しかし、看護師を配置していないので、定期的な注射などの医療行為や医療的配慮が必要な場合やインシュリンなど子ども本人が自己注射をできない場合は入所を断っており、医療や健康の面に対応できるよう看護師の配置など体制の確保が望まれる。	

6 安全対策

(1) 無断外出防止及び発生時対応

[No.50] 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 無断外出発生時の対応は、一時保護所業務取扱要領で示している。無断外出の可能性の有無も受理会議や入所時の子どもの様子等から把握に努めている。 また、入所時の子どもとの面談において予想される立ち寄り先を把握し、関係機関の連絡先と児童の特徴・服装を「無断外出児童の状況報告書」にまとめ個人ファイルに綴り、事前に無断外出に備えている。さらに、一時保護所の出入口は施錠していないが、建物の周囲にセンサーを設置し速やかに発見できるようにしている。無断外出発生時には、一時保護所業務取扱要領に従い関係機関等に連絡をし、夜間などは緊急連絡網による招集を行い事務所の全職員で対応している。	

(2) 災害時対策

[No.51] 災害発生時の対応は明確になっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 今年にはコロナ禍のため実施できなかったが、これまで消防署立ち会いのもと年1回は総合防災訓練を実施している。また、毎月、年間計画に基づき出火場所や時間帯を変えた火災や地震を想定した避難訓練を入所している子どもと一緒に実施している。緊急連絡網を全員に配布し、夜間等の緊急時に、速やかに招集できる体制に取り組んでいる。 なお、災害発生時の緊急連絡に際し、管理職員や関係機関等へ、一斉通報機器の整備や関係機関の連絡先や緊急連絡網を事務室の壁に掲示するなどの工夫が望まれる。また、ハザードマップを確認のうえ、風水害などを含めた災害想定での避難訓練の実施が望まれる。	

(3) 感染症対策

[No.52] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 入所時に、家族や通っていた保育所・学校の感染状況を把握し、子どもの体温や体調のチェックを行い、症状がないか確認して感染の可能性を判断している。可能性が認められた場合や感染した時には、トイレ・シャワー室付きの静養室(個室)で、他の子どもと隔離して感染防止を図っている。感染症予防や発生時の対応については感染症対応マニュアルを作成している。コロナ対策として、毎日の検温、体調チェック、マスクやペーパータオルの使用、ドアノブや施設内の消毒を徹底し予防に努めている。	

7 質の維持・向上

[No.53] 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 一時保護所の運営や業務に関する手順は、「一時保護所業務取扱要領」に定めている。年2回の事務所全体の研修、年1回の県内4児童相談所の部門別研修を通じて、一時保護所の業務や相談援助について学び合う機会を持っている。 しかし、一時保護所業務取扱要領には、LGBT、子どものプライバシーへの配慮などの対応方針が定められていないため、見直しが望まれる。	
[No.54] 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	
第三者評価結果	c
【コメント】 平成30年から民間コンサルティング会社の資料を参考にして、独自の自己評価表表を作成して毎年実施している。自己評価結果を職員全員に回覧し、意見を出し合っ業務の改善に活かしている。子どもの活動にスポーツ感覚で行うゲーム「ポッチャ」や「モルック」を導入したり、人権チェックシートの見直しにつながっている。 しかし、これまで実施してきた自己評価は、評価項目の定点観測とその時に職員が気付いた単発の改善の実施に終わっており、継続的・組織的な評価や見直しにはなっていないのでPDCAサイクルに基づき、課題の見える化を図りながら組織全体で取り組むことが望まれる。	

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施

(1) 保護開始時

[No.55] 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 受理会議で、子どもや家庭状況に関する情報を得て、申し送りや引継ぎを行い一時保護所内での情報共有を図っている。 また、入所時に、保護者からの聞き取りや母子手帳の確認、さらに健康チェックを行い集団生活に支障があるかの情報を得ている。保護者や母子手帳から情報を得られないときは、児童福祉司を通して保育所・学校・保健所などの関係機関に確認している。保護者や保育所等の関係機関の情報で問題がないと言われた子どもでもアレルギーが疑われる場合には、保護者から委任状をもらい医療機関で受診のうえ検査を行っている。	
[No.56] 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 受理会議において、観察のポイントや援助方針を決定し、職員全員で共有して子どもの行動観察や支援を行っている。緊急保護になった子どもについては、入所後に速やかに受理会議を開催し、情報収集を行い、その内容は一時保護所にも伝えられ職員に周知している。被虐待児などには、心理職員による心理セラピーや一時保護所における心理プログラムに基づき、子どもの気持ちに寄り添い情緒の安定を図りながら安心感が持てるように受容的態度で接し、自分で思いや気持ちを言葉で表現できるように支援している。	

2 個別援助指針(援助方針)の策定及び個別ケアの実施

[No.57] 援助指針に沿った個別ケアを行っているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 受理会議で、繰り返し保護されている子どもや発達障がいやLGBTなど個別に対応した方がよいとの情報を得た子どもについては個別対応プログラムを策定し個別ケアを実施している。原則として日課を基本とするが、個別の部屋での学習、刺激に反応しやすい発達障がいのある子どもには衝立など遮蔽物を使用し、LGBTや性感染症の子どもはシャワールームやトイレ付きの静養室(個室)での生活にするなど個別の支援を行っている。	

[No.58] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	
第三者評価結果	b
【コメント】 一時保護中の生活のなかで、家庭での生活が見える場面があり、家族や家庭の話を子どもがしたときには、内容を記録や申し送りを行い職員間で共有している。また、子どもの問題行動などの背景を考え、子どもの理解に努め、個々の児童に応じた支援を行っている。受理会議で、保護の予定期間を立て、3パート会議で進捗状況を確認しながら必要のない保護が行われないように努めているが、相談件数や対応困難ケースの増加に伴い、保護期間は長期化している。 なお、週1回の観察会議は開催できておらず、「行動診断」の記録用紙に各職員が行動観察を記入し、最終的に全員に回覧のうえ追記等により観察会議に代えている。長期化した場合など一時保護課として観察会議を通じて子どもの変化を確認し、支援見直しできる体制の整備が望まれる。	

3 子どもの観察

(1) 子どもの観察

[No.59] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 子どもが家族等との面会の後や落ち着きがない時は、居室で一時保護職員が個別に面談し、子どもの話を傾聴し気持ちを受け止めながら状況の把握に努めている。入所時に、アンケートを実施し、家族や学校、友人との関係や気持ちを把握している。 また、一人ひとりの観察注意事項や意図的行動観察表に基づき行動観察を行い、個人ごとのケース補助ファイルに毎日、日勤者や夜勤者が客観的事実と所見を区分して記録している。	

(2) 観察会議等の実施

[No.60] 観察会議が適切に実施されているか	
第三者評価結果	c
【コメント】 平成30年度から一時保護所の職員(看護師)が1名減となったうえに入所する子どもが増加している。現状では複数の職員が現場を離れることができないため、期限を定めて「行動診断」の記録用紙に各職員が行動観察を記入し、最終的に全員に回覧のうえ追記等をしてもらい、合議を経ることなく一時保護行動観察のまとめを行っている。また、夜間補助員の行動観察記録も参考に、全職員の観察が反映されるようにしている。 なお、月1回は観察会議を行うこととしているが、参加職員2名程度で極めて少なく、国の一時保護ガイドラインに示された開催にはなっておらず、ガイドラインに沿った週1回の観察会議の開催が望まれる。	

V 一時保護の開始及び解除手続き

1 開始手続き

(1) 保護開始に関わる支援・連携

[No.61] 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 虐待・性被害・アレルギーの疑いがある場合など受診が必要な子どもについては、入所後速やかに小児科の受診を行っている。受理会議などで得た保護者、学校や保育所からの情報に基づき、アレルギーなどの除去食を決定するなど一時保護所のできる対応は速やかに実施している。 また、日用品や着替えを持っていない子どもに対しては、入所初日に支給または貸与できるように必要なものをセットにして事前に準備している。原則として、肌着類は支給し、その他は貸与としている。さらに衣服が不足している子どものため男女やサイズ別に服を保管し、速やかに貸与できるようにしている。	

[No.62] 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	a
【コメント】 子どもの所持品のうち一時保護所で使用できない物・危険物・貴重品・失っては困る物は入所時に職員が預かり、一時保護所の鍵付きロッカーで保管している。ラメ入りなど華美なものや肩・胸が出るもの以外の私服は、所持を認めている。また、愛着のある毛布・ぬいぐるみ・枕・学用品・お守りなども所持を認めている。所持を認めたものには、記名をするか記名を嫌がる子どもの場合はイニシャルやマークを付け、誰のものか分かるように工夫をしている。子どもの所持物で違法なものの実例はないが、該当する場合には警察に連絡することになっている。	

2 解除手続き

(1) 保護解除に係る支援・連携

[No.63] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	
第三者評価結果	a
<p>【コメント】</p> <p>施設入所のケースでは、子どもにとっての最善の利益を考えて子どもに合った施設を選定し、事前に施設職員が子どもと一緒に会食するなど時間をかけて交流を図ってもらっている。子どもには、心理判定員から施設のパンフレット等により施設での生活内容を分かりやすく説明を行い不安の解消を図り、必要に応じて施設へ見学に行く場合もある。施設へは、社会診断や心理判定に加え、子どもの一時保護中の変化・対人態度・性格行動・問題行動・指導指針などの行動観察等の情報提供を書面で行っている。</p> <p>また、里親委託では、里親コーディネーターを交えて慎重にマッチングを行い、最低でも2回以上の交流の後、外出・外泊を重ね、互いの相性などの検討を重ねたうえで最終的に判断している。委託が決定した場合は、里親宅での生活が円滑に送れるように、里親には子どものかかわり方のポイント等を書面と口頭で丁寧に伝達している。</p>	

(2) 子どもの所持物

[No.64] 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	
第三者評価結果	a
<p>【コメント】</p> <p>保護解除にあたり、子どもの所持物は基本的に保護者へ返却しているが、年長の子どもに対してバッグや財布などは、保護者の了解を得て、保護者立ち会いのもとで直接返却することもある。また、ライター・たばこ・包丁・カッターナイフなどは子どもに説明したうえで保護者へ返却している。</p> <p>なお、万引きや盗んだ物は、児童福祉司と協議し、児童福祉司を通して店舗等へ返却し、警察が関与したものは警察にお願いしている。子どもの所持品の返却時には、原則、複数の職員が立ち会い、必ず保護者から入所時に確認した、児童所持物調書の受領欄の下段に記名押印していただいている。</p>	